

平成29年度「福岡市母子福祉会芙蓉基金」ひとり親家庭等福祉振興助成事業
実施要領

1. 事業目的

ひとり親家庭や社会的養護が必要な子ども達等の福祉を増進し地域で支える取組みや、ひとり親家庭を含む子ども・子育てに関する先駆的な取組みに対し助成を行うことにより、ひとり親家庭等が孤立することなく生活できる地域社会の形成を支援することを目的とする。

2. 応募対象者

活動している会員数が3名以上の、次のいずれかに該当する福岡市内で活動する団体等。
ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）以外の法人格を有する団体は除く。

- (1) 社会福祉分野の当事者団体
- (2) 社会福祉分野のボランティア団体
- (3) 社会福祉分野の地域団体
- (4) 社会福祉分野の教育・研究機関団体
- (5) その他、ひとり親家庭等を地域で支える取組みを行う団体等

また、次の要件をすべて満たしている団体のみ応募することができる。

- ① 定款・会則等を備えていること。
- ② 本事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること。
- ③ 宗教または政治活動を目的としていないこと。

3. 助成対象事業

助成の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業
- (2) ひとり親家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業
- (3) その他、地域の様々な福祉ニーズに対応した事業で、本事業の趣旨に合致する事業
また、1回から数回程度の取組みを一時的に開催するような「単発事業」と、一定期間定期的に連続して事業を開催したり常設したりする事業で、申請時に事業を開始しておらず、原則として次年度以降も引き続き実施を予定している「継続事業」の、いずれの形態も対象とする。

ただし、次にあげる事業は助成の対象としない。

- ① 福岡市外で実施される事業
- ② 営利を目的とする事業
- ③ 他の補助金等（民間の助成金を除く）の交付を受けた事業
- ④ 介護給付、自立支援給付等の各サービスの対象となる事業
- ⑤ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金を交付する事業が大部分を占める事業

⑥ 主たる参加者がひとり親家庭ではない、専ら娯楽や行楽のみを目的としたレクリエーション事業

なお、同一内容の事業の申請は3か年を限度とする。「継続事業」については、連続した期間での申請を行った場合のみ複数年助成の対象とする。

4. 助成金額

助成額は、事業に要する経費の9割の範囲内とし、原則として次の額を上限に、事業内容を勘案して市社協が定める。

(1) 当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業

① 単発事業 上限 10万円

② 継続事業 上限 15万円

(2) ひとり親家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業 上限 30万円

助成の回数は、原則として同一年度中は1回とする。「継続事業」の2年目以降の助成は、原則として助成上限額を下記のとおり逡減する。

	(1)の事業	(2)の事業
2年目	10万円	15万円
3年目	5万円	8万円

5. 助成対象経費

謝金、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、保険料、その他事業を実施するために必要な経費。

ただし、次にあげる経費は助成の対象としない。

① 団体メンバーに対する人件費、講師料等の謝礼金

② 事務所等で恒常的に使う備品の購入費用

③ 申請した事業に直接関係のない費用

④ その他、助成対象とすることが適当でないと判断される経費

6. スケジュール

(1) 第1次募集

応募期間：平成29年2月1日（水）～平成29年3月31日（金）必着

結果通知：平成29年4月中旬～下旬

助成金振込：結果通知後、請求書（様式は決定通知に同封）の提出から2週間程度

(2) 第2次募集

応募期間：平成29年4月3日（月）～平成29年9月29日（金）必着

結果通知：平成29年10月中旬～下旬

助成金振込：結果通知後、請求書（様式は決定通知に同封）の提出から2週間程度

7. 助成対象期間

助成決定通知日以降～平成30年3月31日（土）

8. 応募方法

所定の申請書に記入の上、必要書類を添付して福岡市社会福祉協議会に提出。(持参、郵送可)

申請書は、市・区社会福祉協議会の窓口で配布。(市・区社会福祉協議会窓口開所時間：平日午前9時～午後5時30分)

データでの配布も可。

9. 報告書の提出

決定通知に同封された所定の報告書に記入の上、事業終了後1か月以内(必着)に必要な書類を添付して福岡市社会福祉協議会に提出。(持参、郵送可)

10. その他

- (1) 所定の書類の欄はすべて記入すること。未記入欄、記入の不備がある場合、審査対象外とすることがある。
- (2) 助成金の使途は、見積書等の添付の必要はないが、できる限り正確な金額と積算根拠を示すこと。
- (3) 原則として、申請後の内容変更はできない。申請前に十分検討の上記入すること。
- (3) 提出された書類は、選考結果に関わらず返却しない。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とする。
- (5) 選考の過程及び内容についての問い合わせには応じない。
- (6) 助成が決定した場合、団体名・代表者名・助成内容を公表することがある。

11. 事務局

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ3階
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉課
電話 092-720-5356 FAX 092-751-1524
E-mail chiiki@fukuoka-shakyo.or.jp